

斐伊川漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、斐伊川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 2 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、うぐい、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の制限及び遊漁料の納付義務等)

第 2 条 この漁場区域内で遊漁しようとする者は、手釣、竿釣、たも網、箱筌又は投網に限るものとし、あらかじめ第 6 条第 1 項の規定による遊漁対象水産動植物漁具漁法別遊漁料（以下「遊漁料」という。）を納付しなければならない。

(漁具漁法等の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれイ欄の規模によりウ欄の期間の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模	ウ 期 間
投 網	100ワット以下の燈火	火振による場合は 8 月 1 日より 12 月 31 日まで
た も 網	網口径 1.5m 以下	
視 水 器		投網又はうなぎ籠箱を使用する場合は 7 月 20 日より 12 月 31 日まで

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	理事会の決定に基づき 5 月 26 日から 12 月 31 日までの間で組合で定め公示する日から 12 月 31 日まで

2 前項の公示は、組合に掲示するほか、山陰中央新報及び組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(全長の制限)

第 5 条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
も く ず が に	甲幅 4 cm 以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第 6 条 遊漁する場合で斐伊川漁業協同組合事務所及び当組合が指定する取扱所若しくはオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次の表の遊漁料に 500 円

を付加して得た額とする。

	魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
通 常 漁 場	あゆ、こい、ふな うなぎ、うぐい	投網、たも網、箱筌	1 日 1 年	1,500円 10,000円
	もくずがに	投網、たも網	1 日 1 年	1,500円 10,000円
	あゆ	手釣、竿釣	1 日 1 年	1,500円 7,000円
	やまめ(あまご並びに降海型 やまめ及びあまごを含む。)	手釣、竿釣	1 日 1 年	1,500円 7,000円
	ごぎ(いわなを含む。)	手釣、竿釣	1 日 1 年	800円 4,000円
	うなぎ、こい、ふな うぐい、もくずがに	手釣、竿釣	1 日 1 年	800円 4,000円
	全 魚 種	舟(ボートを含む) 使 用	1 年	上記遊漁料に加算 3,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次の表の右欄のとおりとする。ただし、身体障がい者は身体障害者手帳の所持者に限る。

未就学児の幼児	無料
小学生	無料
中学生	無料〔但し、溪流釣、投網漁法については第1項に規定する額の1/2に相当する額〕
身体障がい者	第1項に規定する額の1/2に相当する額

3 同一人が2種類以上の魚種について遊漁する場合又は2種類以上の漁具漁法により遊漁をする場合の遊漁料は、そのうちの最も高い遊漁料とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷して携行しなければならない。

3 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第 8 条 遊漁者は、遊漁に関しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、遊漁に関しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に関しては、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第 9 条 漁場監視員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示した腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第 10 条 漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、組合は以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附 則)

この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。